

# 令和5年 人事委員会勧告・報告について

令和5年10月

兵庫県人事委員会

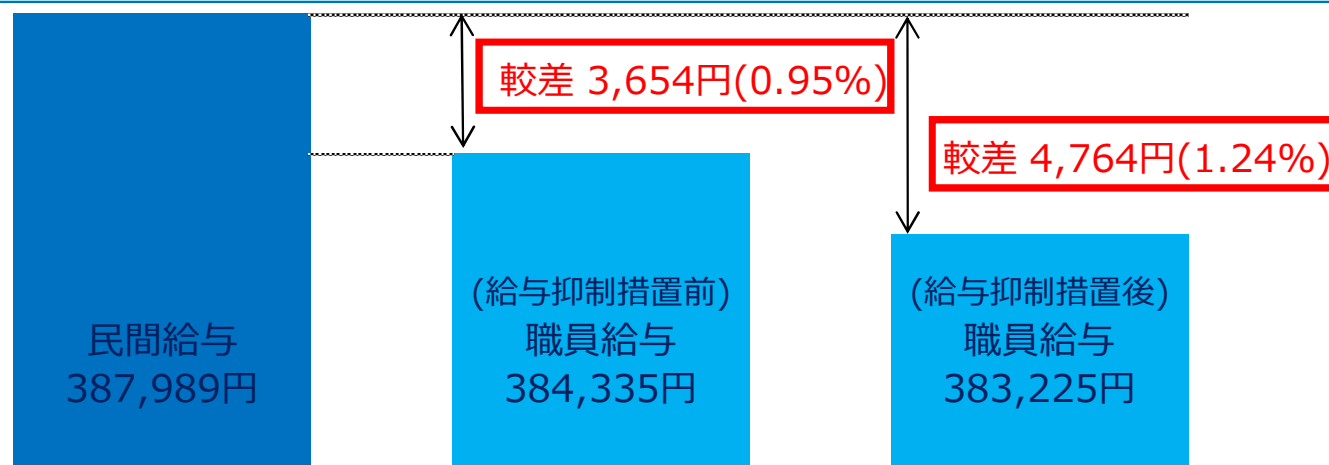
# 公務と民間の給与水準の比較

## ① 月例給

公務と民間の本年4月分の給与を比較した結果、職員が民間を給与抑制措置（管理職手当減額）前で**3,654円（0.95%）**下回っている。

|                          | 民間従業員の給与(A) | 職員の給与(B) | 較差(A)-(B)            | 備考      |
|--------------------------|-------------|----------|----------------------|---------|
| 本県<br>〔行政職平均年齢<br>42.0歳〕 | 387,989円    | 384,335円 | <b>3,654円（0.95%）</b> | 給与抑制措置前 |
|                          |             | 383,225円 | 4,764円（1.24%）        | 給与抑制措置後 |
| (参考) 国                   | 407,884円    | 404,015円 | 3,869円（0.96%）        |         |

### 公民較差イメージ図



※ 県職員の人員構成（役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層）と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出して比較〔ラスパイレス比較〕

## ② 特別給（期末・勤勉手当）

直近1年間（昨年8月～本年7月）の支給実績を比較した結果、職員が民間を**0.09月分**下回っている。

|        | 民間の支給実績(A) | 職員の支給月数(B) | 差 (A)-(B)    |
|--------|------------|------------|--------------|
| 本県     | 4.49月      | 4.40月      | <b>0.09月</b> |
| (参考) 国 | 4.49月      | 4.40月      | 0.09月        |

# 給与改定の内容等

～月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに2年連続の引上げ～

- ① 給与抑制措置前の公民較差〔3,654円（0.95%）〕を埋めるため、給料月額を引上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を引上げ（0.10月分） ※令和5年4月遡及適用

## 1 給料表

若年層に重点を置いてすべての世代で引上げ  
平均改定率：1.0%〔5.0%(2級)～0.3%(6級以上)〕

[うち初任給月額]

事務・技術（大卒程度）

191,700円 → 202,400円（+10,700円〔+5.6%〕）

事務・技術（高卒程度）

158,900円 → 170,900円（+12,000円〔+7.6%〕）

## 2 期末・勤勉手当

支給月数を年間で0.10月分引上げ

4.40月分 → 4.50月分

（期末手当：+0.05月、勤勉手当：+0.05月）

[その他の職員の支給月数]

・再任用職員 2.30月分 → 2.35月分

（期末手当：+0.025月、勤勉手当：+0.025月）

・任期付研究員等 3.30月分 → 3.40月分

（期末手当：+0.10月）

[参考] 職員1人当たりの改定状況（行政職：平均年齢42.0歳、平均経験年数20.1年）

|     | 年間給与       | 年間給与の増減 |
|-----|------------|---------|
| 改定前 | 6,253,000円 | 99,000円 |
| 改定後 | 6,352,000円 | (1.6%)  |

公民較差の額・率ともに  
H8の5,488円(1.42%)  
以来27年ぶりの水準

## 3 その他

### ○ 在宅勤務等手当の新設

（国：一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて在宅勤務等を行う職員に3,000円/月）

- 新卒初任給の引上げや若手職員の俸給額の最低給与水準の引上げ、地域手当の級地区分設定の広域化、扶養手当の見直しなど給与制度の整備について、今後の人事院の検討の動向（R6秋目途）を注視しつつ必要な検討を行う。

# 人事行政における諸課題①

## I 「躍動する兵庫」の実現に向けた人材の確保及び育成

### ア 多様な人材の確保に向けた職員採用の強化

- ◇ 若者の就職観が多様化する中、「専ら公務員志望」に偏らず「民間・公務員を問わず」自分に合った仕事や働き方を求める層を呼び込む視点を
  - ① 総合行政を担う人材募集を明確にした採用試験
  - ② 民間企業を併せて志望する人も受験しやすいSPI方式の大卒程度への拡充
  - ③ 採用予定数にとらわれない柔軟な採用のあり方
  - ④ 高度な専門性を有する職種の非常勤職員について、人材確保の観点から専門性が蓄積されるような任用や処遇 等について検討
- ◇ 県職員の魅力、「HYOGO's WAY」やキャリアモデルとあわせ、テレワークの推進など柔軟で多様な働き方が進むことを発信

### イ 中長期視点に立った人材の育成

- ◇ 職員のキャリア構築には、個人による主体的な学びと、組織によるキャリアパスの明示化や支援が両輪となった取組



### ウ ダイバーシティ・マネジメントの推進

- ◇ 性別、年齢、障害の有無等にかかわらず職員一人ひとりが生き生きと働ける環境の充実
- ◇ (女性課長級の職員比率)
  - ・ R4 : 19.0% (目標20%) [知事部局等]
- ◇ 女性の活躍につき、キャリア形成支援、ライフステージに応じた研修の充実、仕事と生活の両立支援拡充や男性職員の育児休業取得の更なる推進と、互いに理解し協力しあう職場風土の醸成が必要

## II 能力と実績に基づく人事管理と職員のモチベーション向上

- ◇ 人事評価を用いて職員的能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等により適切に反映し、職員自身の成長や組織への貢献を実感できることが必要

# 人事行政における諸課題②

## Ⅲ 働き方改革と勤務環境の整備

### ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- ◇ 超過勤務縮減は着実に推移  
(1人1月平均時間)
  - ・ R3: 10.2h → R4: 10.2h [知事部局等]  
※5年前(H29): 12.3h(年360時間超の人数)
  - ・ R3: 353人 → R4: 350人 [知事部局等]  
※5年前(H29): 461人
- ◇ 組織のパフォーマンスを更に高めていくため、業務量に応じた人員の確保や適切な職員配置、ICTの活用等新しい働き方の推進に努める必要
- ◇ 様々な災害対応につき、特定の所属や職員に業務が集中しないよう配慮し、職員の健康障害防止に万全を期す必要
- ◇ **教員**の超過勤務縮減も一定の成果(1人1月平均時間)があるも、**長時間労働の解消には遠い**  
(高校等) R3: 28:51h → R4: 27:32h  
(小中学校) R1: 59:02h → R4: 48:25h  
※規則上限の原則は月45h
- ◇ **教員未配置問題がさらに深刻化**。他の先進事例も取り入れながら、不足解消に向けた人材確保策を強かに推進し、**処遇改善やワーク・ライフ・バランスの推進**をはじめ**働きがいのある学校づくりが不可欠**

### イ 仕事と生活の両立支援

- ◇ **男性職員の育児参加**について、知事部局はもとより、**教育委員会や警察本部**においても、取得促進に向けた職場環境づくりに一層取り組んでいく必要  
(男性職員の育児休業)
  - ・ R3: 24.6% → R4: 61.4% [知事部局等]  
(男性の育児参加休暇)
    - ・ R3: 95.8% → R4: 100% [知事部局等]
- ◇ フレックスタイム制の活用や超過勤務の縮減などを通じて、勤務間の休息とワーク・ライフ・バランスが確保されるよう努める必要
- ◇ **在宅勤務制度は、利用促進を図るとともに、検証を活かしながら効率的・円滑なテレワーク環境の充実に**

### ウ 職員の健康管理

- ◇ 職責に伴う精神的負担、在宅勤務に伴うコミュニケーション不足による影響も。職員の健康状態の状況把握に万全を。

### エ ハラスメントの防止

- ◇ 依然としてハラスメントによる相談事案や懲戒処分事案が発生。**所属長等は、典型例にとらわれず、職場で十分に注視**、職員が相談しやすい環境整備を。

# 人事行政における諸課題③

## IV 若手だけでなく高齢期のモチベーションアップを

- ◇ 若手職員を中心に給与水準の向上が図られる一方で、高齢層職員の高いモチベーションを維持していくため勤務意欲と勤務実績にこたえる勤務形態や処遇が必要。

60歳前・60歳超の各職員層の給与水準の在り方について他の制度と一体で検討（人事院も）

- ◇ 特に教育職の再任用職員の給与については、定年前と同一の役割を担っていることが反映されておらず、常勤職員との権衡や職務実態、人材確保の観点を踏まえたモデル給料表の作成について全国人事委員会連合会にも強く働きかけ

（60歳前常勤職員との同一級での給与水準比較）

- ・ 60歳超職員 約70% ⇔ 再任用教諭 約65%

## V 臨時・非常勤職員も

- ◇ 会計年度任用職員の勤勉手当について、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえた措置を（自治法改正R6）

（現行ベース）

会計年度任用職員：期末手当 2.40月分

↓

常勤職員：期末・勤勉手当 4.40月分

- ◇ 会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与が改定された場合は、改定の実施時期も含め、常勤職員に準じた取扱いが基本（総務省通知も）

## VI 公務員倫理の徹底

- ◇ パワハラ・セクハラをはじめ、多岐にわたる不祥事が依然として発生しているため、懲戒処分の指針をより明確化し、平素から職員の執務状況や職場環境等に心を配るなど、改めて再発防止と公務員倫理の徹底が必要

## おわりに

- ◇ 管理職手当の減額措置が長期にわたり常態化している。減額率については段階的な縮小を図ることとされ、一定の方向性は示されたものの、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。職員のモチベーションの維持・向上や人材確保の観点からも、速やかに解消されるようあらためて要請

## 議 事 順 序 ( 案 )

第 3 6 4 回 定 例 会  
第 7 日 ( 1 0 月 2 3 日 )

### 1 開 議 宣 告

### 2 諸 般 の 報 告

#### (1) 新任者の紹介

宮 脇 新 也 教育委員会委員

#### (2) 職員の給与等に関する報告及び勧告について

#### (3) 提出された意見書案

### 3 議案一括上程

認第 1 号ないし認第 2 3 号

#### (1) 委員会審査報告

##### ① 口頭報告

大 豊 康 臣 決算特別委員会委員長

#### (2) 委員長報告に対する質疑 (終局)

#### (3) 討 論

庄 本 えつこ 議員 (反対)

#### (4) 表 決 (採決方法別紙のとおり)

### 4 請願一括上程

#### (1) 委員会審査報告並びに閉会中の継続審査申し出

(請願の審査結果報告並びに閉会中継続審査申出一覧表配付)

##### ① 文書報告

健康福祉、文教の各常任委員会委員長

#### (2) 委員長報告に対する質疑 (終局)

#### (3) 討 論

久保田 けんじ 議員

#### (4) 表 決 (採決方法別紙のとおり)

5 意見書案一括上程

意見書案第8号ないし意見書案第13号

(1) 議事順序の省略議決（簡易採決）

(2) 表 決（簡易採決）

6 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査（簡易採決）

7 閉 会 宣 告

8 閉会あいさつ

議 長

知 事



本日議決予定の議案（議決順）

第 3 6 4 回 定例会

令和 5 年 1 0 月 2 3 日

（9月20日に提出された議案）

1 起立採決

- 認 第 1 号 令和4年度兵庫県一般会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 2 号 令和4年度兵庫県県有環境林等特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 4 号 令和4年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 5 号 令和4年度兵庫県営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 7 号 令和4年度兵庫県庁用自動車管理特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 10 号 令和4年度兵庫県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 11 号 令和4年度兵庫県小規模企業者等振興資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 15 号 令和4年度兵庫県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 16 号 令和4年度兵庫県病院事業会計決算の認定
- 認 第 17 号 令和4年度兵庫県水道用水供給事業会計決算の認定
- 認 第 18 号 令和4年度兵庫県工業用水道事業会計決算の認定
- 認 第 20 号 令和4年度兵庫県地域整備事業会計決算の認定
- 認 第 22 号 令和4年度兵庫県地域創生整備事業会計決算の認定
- 認 第 23 号 令和4年度兵庫県流域下水道事業会計決算の認定

2 簡易採決

- 認 第 3 号 令和4年度兵庫県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 6 号 令和4年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 8 号 令和4年度兵庫県公債費特別会計歳入歳出決算の認定

- 認 第 9 号 令和4年度兵庫県自治振興助成事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 12 号 令和4年度兵庫県農林水産資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 13 号 令和4年度兵庫県基金管理特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 14 号 令和4年度兵庫県地方消費税清算特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 19 号 令和4年度兵庫県水源開発事業会計決算の認定
- 認 第 21 号 令和4年度兵庫県企業資産運用事業会計決算の認定

本日議決予定の請願（議決順）

第364回定例会  
令和5年10月23日

I 審査結果報告

- 1 起立採決（委員長報告、不採択）  
第4号 健康保険証が届かない人をつくらないため、政府に健康保険証廃止の「凍結」を求める意見書提出の件
  
- 2 起立採決（委員長報告、不採択）  
第5号 学校給食への公的補助を強め、給食無償化の推進を求める件
  
- 3 簡易採決（委員長報告、採択）  
第6号 私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書提出の件

II 閉会中の継続審査申し出

- 1 起立採決  
第2号 子どもの医療費を所得制限なしに18歳まで無料にすることを求める件

第 3 6 4 回定例兵庫県議会  
議事日程（第 7 号）

令和 5 年 1 0 月 2 3 日  
午前 1 1 時開議

- 第 1 認第 1 号ないし認第 2 3 号  
委員長報告  
討 論  
表 決
- 第 2 請 願  
委員長報告  
討 論  
表 決
- 第 3 意見書案第 8 号ないし意見書案第 1 3 号
- 第 4 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査

請願の審査結果報告一覧表

第 3 6 4 回 定 例 会

令和 5 年 1 0 月 2 3 日

| 委員会名          | 請願番号  | 件 名  | 審 査 結 果   | 備 考 |
|---------------|-------|--|-----------|-----|
| 健康福祉<br>常任委員会 | 第 4 号 | 健康保険証が届かない人をつくらな<br>いため、政府に健康保険証廃止の「凍<br>結」を求める意見書提出の件 | 不採択とすべきもの |     |
| 文 教<br>常任委員会  | 第 5 号 | 学校給食への公的補助を強め、給食無<br>償化の推進を求める件                        | 不採択とすべきもの |     |
| 文 教<br>常任委員会  | 第 6 号 | 私立学校に対する助成に係る国庫補<br>助制度の堅持及び一層の充実を求め<br>る意見書提出の件       | 採択すべきもの   | 意見書 |

請願の閉会中継続審査申出一覧表

第 3 6 4 回 定 例 会

令 和 5 年 1 0 月 2 3 日

| 委 員 会 名              | 請 願 番 号 | 件 名                                | 備 考 |
|----------------------|---------|------------------------------------|-----|
| 健 康 福 祉<br>常 任 委 員 会 | 第 2 号   | 子どもの医療費を所得制限なしに 18 歳まで無料にすることを求める件 |     |

## 意見書案提出書

令和5年9月29日開催の本委員会において、別紙「私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書」(案)を提出すべきと決しましたので、議決の上関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第2項の規定により提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和5年10月23日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

提出者 文教常任委員会

委員長 増山 誠

## 意見書案 第8号

### 私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書

本県の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び短期大学）は、各々の建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に寄与している。

現在、我が国の少子・高齢化は急速に進行しており、人口減少が社会経済に与える影響が深刻さを増す中で、日本社会は様々な課題解決を迫られている。こうした厳しい状況にあって、今後も持続可能な社会を継続していくためには、我が国の将来を担う子供たちに、時代や社会の変化に対応できる能力や課題解決力を身に付けさせることが重要である。

私立学校が有為な人材の育成を通じて国の発展に貢献していくには、まずは学校経営の安定的継続が前提であり、そのためには経常費助成の更なる拡充とともに、これからの公教育の共通基盤となるICT環境の整備や学校施設の耐震化及び空調・換気設備等の整備など教育環境の整備・充実が必要となる。また、政府が推進する高等学校段階からの海外留学についても、国による支援策の充実が不可欠である。

授業料支援についても、今年度改善された私立高校における支援金格差の是正や支援金上限額の見直しを更に進めるとともに、私立小中学校の児童生徒への経済的支援の拡充などが強く求められている。

公教育の一翼を担う私立学校に対する助成措置は、我が国の将来の発展に極めて重要な教育の振興に関する事柄であり、国の全面的な財政支援が求められるところである。

よって、国におかれては、私立学校の教育の重要性を認識され、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、私立学校に対する助成に係る国庫補助制度を堅持し、一層の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



令和5年10月23日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

## 意見書案提出書

別紙「消防団員の確保対策及び消防団活動の支援の充実を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和5年10月23日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

| 提出者 | 兵庫県議会議員 | 山 | 口 | 晋 | 平 |
|-----|---------|---|---|---|---|
|     | 〃       | 門 |   | 隆 | 志 |
|     | 〃       | 伊 | 藤 | 勝 | 正 |
|     | 〃       | 上 | 野 | 英 | 一 |
|     | 〃       | 門 | 間 | 雄 | 司 |
|     | 〃       | 増 | 山 |   | 誠 |
|     | 〃       | 島 | 山 | 清 | 史 |
|     | 〃       | 迎 | 山 | 志 | 保 |
|     | 〃       | 奥 | 谷 | 謙 | 一 |
|     | 〃       | 松 | 本 | 裕 | 一 |
|     | 〃       | 鏝 | 木 | 良 | 子 |
|     | 〃       | 小 | 泉 | 弘 | 喜 |
|     | 〃       | 橋 | 本 | 成 | 年 |

消防団員の確保対策及び消防団活動の支援の充実を求める意見書

消防団は、地域における消防防災体制の中核的な存在であり、自然災害が激甚化・頻発化し、巨大地震の発生等が懸念される中、地域住民の消防団に対する期待はますます大きくなっている。

一方、少子・高齢化、サラリーマン化の進展等の社会環境の変化により、消防団員数は年々減少しており、消防団員の加入を促進し、十分な消火・災害活動等を行えるよう、消防団の充実強化に向けた積極的な取組が求められている。

こうした中、国においては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）の制定をはじめ、消防団員の報酬等の処遇改善に伴う地方財政措置の見直し等の措置が講じられている。

しかしながら、本県においては、消防団員数が約4万人（全国1位）で、人口に比して団員の割合が高い市町が多く、交付税措置に用いられる標準額支払団員数が実態と乖離しており、財政負担が増大している市町も見受けられる。

よって、国におかれては、現下の消防団を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、消防団員の加入促進及び消防団活動への支援の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 市町が必要な消防団員数を確保し、消防団による十分な消火・災害活動等が行えるよう、標準額支払団員数が実態と乖離していることを踏まえ、消防団員数や活動実績等に応じた消防団員の報酬に係る交付税措置の更なる拡充など、市町への一層の財政支援を行うこと。
- 2 消防団の活性化、とりわけ女性消防団員の加入促進や活動の活性化に資する市町の取組への支援を強化すること。
- 3 消防団員の加入促進に向けた広報活動を一層強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月23日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

## 意見書案提出書

別紙「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和5年10月23日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

|     |         |   |   |   |   |
|-----|---------|---|---|---|---|
| 提出者 | 兵庫県議会議員 | 山 | 口 | 晋 | 平 |
|     | 〃       | 門 |   | 隆 | 志 |
|     | 〃       | 伊 | 藤 | 勝 | 正 |
|     | 〃       | 上 | 野 | 英 | 一 |
|     | 〃       | 門 | 間 | 雄 | 司 |
|     | 〃       | 増 | 山 |   | 誠 |
|     | 〃       | 島 | 山 | 清 | 史 |
|     | 〃       | 迎 | 山 | 志 | 保 |
|     | 〃       | 奥 | 谷 | 謙 | 一 |
|     | 〃       | 松 | 本 | 裕 | 一 |
|     | 〃       | 鏝 | 木 | 良 | 子 |
|     | 〃       | 小 | 泉 | 弘 | 喜 |
|     | 〃       | 橋 | 本 | 成 | 年 |

## 意見書案 第10号

### 生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では法的根拠に基づく歯科健診として、母子保健法に基づく健診、学校保健安全法に基づく健診が行われ、該当年齢の国民は歯科健診を受診している。一方、成人期では健康増進法に基づく40、50、60、70歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているが、その受診率は極めて低い。また、事業所における歯科健診は歯科特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に義務付けされているのみである。

近年、歯と口腔の健康は、心身にわたる全身の健康の保持・増進にとって極めて重要な要素であることが明らかとなっており、健康寿命の延伸やQOLの向上のためにはライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の実施が必要である。人生100年時代を迎える中において口腔ケアは健康寿命の重要な鍵であり、過剰な医療費の抑制という点からも、ライフステージに応じて継続的に歯科健診の実施が必要である。

こうした中、国において令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」には、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）」に向けた取組の推進等、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む旨、記載されている。また、令和6年度から適用される健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（いわゆる健康日本21（第3次））」の実実施計画では、「歯周病を有する者の減少」、「よく噛んで食べることのできる者の増加」とともに「歯科検診の受診者の増加」が「歯・口腔の健康」の目標として掲げられ、「過去1年間に歯科検診を受診した者の割合」を令和14年度には95%にすることが指標として明記された。

よって、国におかれては、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、下記の事項につき措置されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 早期に国民皆歯科健診の実現に向けた法改正を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に酌み取ること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に際し、国において十分な財政措置を講じること。
- 4 国民に対して歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発

や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月23日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

## 意見書案提出書

別紙「2024年問題」に関する対策を求める意見書(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和5年10月23日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

| 提出者 | 兵庫県議会議員 | 山 | 口 | 晋 | 平 |
|-----|---------|---|---|---|---|
|     | 〃       | 門 |   | 隆 | 志 |
|     | 〃       | 伊 | 藤 | 勝 | 正 |
|     | 〃       | 上 | 野 | 英 | 一 |
|     | 〃       | 門 | 間 | 雄 | 司 |
|     | 〃       | 増 | 山 |   | 誠 |
|     | 〃       | 島 | 山 | 清 | 史 |
|     | 〃       | 迎 | 山 | 志 | 保 |
|     | 〃       | 奥 | 谷 | 謙 | 一 |
|     | 〃       | 松 | 本 | 裕 | 一 |
|     | 〃       | 鏝 | 木 | 良 | 子 |
|     | 〃       | 小 | 泉 | 弘 | 喜 |
|     | 〃       | 橋 | 本 | 成 | 年 |



「2024 年問題」に関する対策を求める意見書

働き方改革関連法は、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目的として 2019 年 4 月から施行された。多くの産業において労働環境に重要な変革をもたらし、社会全体の労働環境を質的に向上させている。

しかし、工作物の建設・自動車運転・医療などの適用猶予事業・業務については、それらの業務の特性や取引慣行の課題があるとされ、時間外労働の上限については 5 年間猶予期間が設けられた。この一部特例付きの適用は、様々な独自の課題や課題に対応するための暫定的な措置とされている。

この 5 年間の猶予が終了する 2024 年 4 月 1 日以降には、適用猶予事業・業務については様々な課題が懸念されている。

したがって、国におかれては、関係団体・企業等からの意見を十分に考慮し、さらには専門家の意見やデータも活用しながら、適用猶予事業・業務における長時間労働の是正と多様な働き方の実現に向けての具体的な対策に積極的に取り組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 10 月 23 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

## 意見書案提出書

別紙「ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和5年10月23日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

|     |         |   |   |   |   |
|-----|---------|---|---|---|---|
| 提出者 | 兵庫県議会議員 | 山 | 口 | 晋 | 平 |
|     | 〃       | 門 |   | 隆 | 志 |
|     | 〃       | 伊 | 藤 | 勝 | 正 |
|     | 〃       | 上 | 野 | 英 | 一 |
|     | 〃       | 門 | 間 | 雄 | 司 |
|     | 〃       | 増 | 山 |   | 誠 |
|     | 〃       | 島 | 山 | 清 | 史 |
|     | 〃       | 迎 | 山 | 志 | 保 |
|     | 〃       | 奥 | 谷 | 謙 | 一 |
|     | 〃       | 松 | 本 | 裕 | 一 |
|     | 〃       | 鏝 | 木 | 良 | 子 |
|     | 〃       | 小 | 泉 | 弘 | 喜 |
|     | 〃       | 橋 | 本 | 成 | 年 |

ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液減少症によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられ、平成 18 年に山形大学を中心に関連 8 学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ。

その結果、平成 28 年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となり、それまでの高額な自費診療から保険診療でのブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、公的な研究によって報告されているとおり、脳脊髄液減少症の症状において約 10%の人が保険適用の要件である起立性頭痛として認められないため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一箇所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告され、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながら治療する必要があるが、診療上の評価がされていない。

よって、国におかれては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液減少症の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液減少症の症状として、起立性頭痛が見られない場合でも保険適用とすること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療報酬を改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月23日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

## 意見書案提出書

別紙「地方財政の充実・強化に関する意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和5年10月23日

兵庫県議会議長 内藤兵衛様

| 提出者 | 兵庫県議会議員 | 山 | 口 | 晋 | 平 |
|-----|---------|---|---|---|---|
|     | 〃       | 門 |   | 隆 | 志 |
|     | 〃       | 伊 | 藤 | 勝 | 正 |
|     | 〃       | 上 | 野 | 英 | 一 |
|     | 〃       | 門 | 間 | 雄 | 司 |
|     | 〃       | 増 | 山 |   | 誠 |
|     | 〃       | 島 | 山 | 清 | 史 |
|     | 〃       | 迎 | 山 | 志 | 保 |
|     | 〃       | 奥 | 谷 | 謙 | 一 |
|     | 〃       | 松 | 本 | 裕 | 一 |
|     | 〃       | 鏝 | 木 | 良 | 子 |
|     | 〃       | 小 | 泉 | 弘 | 喜 |
|     | 〃       | 橋 | 本 | 成 | 年 |

地方財政の充実・強化に関する意見書

現在、地方公共団体には、急激な少子化・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められているが、地域公共サービスを担う人員は慢性的に不足している。

政府は「骨太方針 2021」において 2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしているが、増大する行政需要に十分対応するため、2024 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もった上、地方財政の確立を目指す必要がある。

よって、国におかれては、地方財政の充実・強化を図るため、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特にこれらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、所得税や消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、地域間の財源偏在性の是正に向けた抜本的な改善を行うこと。
- 4 会計年度任用職員制度の運用について、2024 年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善、雇用確保を実現するため、引き続き所要額の調査を行うなど、その財政需要を十分に満たすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年10月23日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 内藤兵衛

常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査事項申出一覧表

令和5年10月23日

総務常任委員会

- 1 県民との情報共有の推進について
- 2 市町振興について
- 3 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について
- 4 県政を支える職員の育成と働き方の推進について
- 5 元町周辺再整備の推進について
- 6 地方分権の推進について
- 7 新たな兵庫の創生に向けた総合的推進について
- 8 情報化の推進について
- 9 持続可能な行財政基盤の確立について
- 10 参画と協働による県民躍動の推進と安全で安心な暮らしの実現について
- 11 芸術文化の振興について
- 12 男女共同参画の推進と青少年の健全育成について
- 13 スポーツ振興について
- 14 防災・危機管理対策の総合的推進について

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実について
- 2 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実について
- 3 ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援について
- 4 医療確保と健康づくりについて
- 5 感染症等対策の推進について

産業労働常任委員会

- 1 産業労働施策の総合的な推進について
- 2 兵庫を牽引する新たな産業の創出について
- 3 中小企業の経営基盤の強化・持続的な発展について
- 4 地域経済を支える人材の育成確保について
- 5 国際交流の推進について
- 6 観光による交流人口の拡大について



## 農政環境常任委員会

- 1 食料の安定供給と農林水産業の持続的発展について
- 2 農業の振興と農村の活性化について
- 3 林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上について
- 4 水産業の振興と漁港・漁村の活性化について
- 5 総合的な環境施策の推進と循環型社会の構築について
- 6 健全な生態系の保全・再生と地域環境負荷の低減について

## 建設常任委員会

- 1 交通基盤等の整備について
- 2 安全・安心な県土づくりについて
- 3 魅力あるまちづくりについて
- 4 快適な住まいづくりについて
- 5 企業庁事業の推進について

## 文教常任委員会

- 1 「生きる力」を育む教育の推進について
- 2 子どもたちの学びを支える環境の充実について
- 3 人生100年を通じた学びの推進について

## 警察常任委員会

- 1 警察組織・活動基盤の整備充実について
- 2 重要犯罪の徹底検挙について
- 3 暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進について
- 4 サイバーセキュリティ対策の推進について
- 5 人身安全関連事案への的確な対応と特殊詐欺対策を始めとする地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進について
- 6 少年の非行防止と健全育成に向けた総合対策の推進について
- 7 安全・安心・快適な交通社会の実現について
- 8 テロ対策、大規模災害対策等の推進について

## 議会運営委員会

- 1 次期定例会の日程等議会の運営に関する事項について
- 2 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について
- 3 議長の諮問に関する事項について